



日本  
帝國  
臣民  
身  
分  
法



第一章 日本國籍

左ニ掲クル者ハ出生ニ因  
リ日本國籍ヲ得有ス

第一 日本人ヲ父トスル正出子

第二 日本人ヲ母トスル私出子

第三 外國人ヲ母トスル私出子

其ノ父タル日本人ノ認知  
若シテ正ニ因リ日本國籍ヲ得有ス

中 日本帝國ノ領内ニ生レテ父母

其ニ知レサル者

第三條 外國人ハ第二章ノ規定ニ  
從ヒ歸化ニ因リ日本<sup>國籍</sup>臣民身分ヲ  
得有ス

第四條 外國女ニシテ日本人ノ妻  
ト為リタル者ハ當然日本<sup>国籍</sup>臣民身  
分ヲ得有ス

前項外國人ノ未成年ノ子ハ夫ノ  
届出ニ因リ日本国籍ヲ得有ス

第五條

日本ニ歸化シタル者ノ妻

及未成年ノ子ハ對テ正條ニ依

ル場合ニ於テハ日本臣民身分ヲ得

有ス但シ其ノ子ハ成年ノ後一個

年內ニ第三十二條ノ由出テ為ル

ニ因リ外國ノ國民身分ヲ撰擇ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ハ外國女ニシテ日本

人ノ妻ト為リタル者ノ未成年ノ

子ニモ之ヲ適用ス

歸化シタル者

國籍

未成年ノ子ニシテ歸化願書ニ取除キタ

ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條

日本人妻ト為リタルニ因リ又ハ夫ノ  
日本ニ帰化シタルニ因リ日本國籍ヲ得有  
シタル者ハ離婚シ又ハ寡婦トナルモ日本  
國籍ヲ喪失セス

第五條

左ニ掲クル者ハ日本ニ住  
居スルニ於テハ其ノ本國ノ法律  
ニ從テ成年ニ至リシ時ヨリ一個  
年内ニ第三十二條ノ申出ヲ為ス  
ニ因リ日本臣民身分ヲ得有ス  
一 第一條ニ掲ケタル日本人ニ  
シテ其ノ親ノ身分ノ變更ニ因  
リ日本臣民身分ヲ失ヒタル者  
ニ 親ノ日本ニ歸化シタル時成  
年ナリシ外國人

三 日本帝國ノ領内ニ生レタル  
外國人ノ子ニシテ又帝國ノ領  
内ニ生レタル者

第七條

日本領内ニ生レ父母共ニ知レザル者

ナル日本女子及父母共ニ國民  
身分ナキ者ニシテ日本帝國ノ領  
内ニ生レタル者ハ日本臣民身分  
ヲ有ス

第二章 歸化

第九條

外國人

左ノ條件ヲ具

フルニテ外國

人ハ日本帝國ニ歸化スルノ願書

ヲ呈出スルコトヲ得

第一

本國ノ法律ニ依リ成年ニシ

テ<sup>民法上不</sup> 治産ノ能力ヲ有スル事但

未成年者ト雖其ノ父又ハ後見

人ノ承諾ヲ得タル者ハ願書

ヲ呈出スルコトヲ得

第二

品行正シキ事



第三 生計ヲ立ツ 獨立シテ生活スルノ資産又

ハ技能アル事コト

第四 願書呈出前引續キ滿五個年

以上 日本ニ住居シ仍引續キ住居セ

ントスル事コト

第五 願書呈出ヨリ少クトモ二個

年前ニ日本帝國ニ歸化セント

スルノ意アルコトヲ其ノ住居

地ノ身分取扱役場ニ届出タル

事コト

~~第八條 有益ノ發明ヲ日本帝國ニ~~

~~傳ヘラル者又ハ農工技術ニ付キ~~

~~著シキ効益ヲ日本帝國ニ起シタ~~

~~ル者其ノ他日本ノ為ニ功勞アル~~

~~者ハ第七條第四號及第五號ノ條~~

~~件ヲ特免ス~~

第九<sup>上</sup>條

第九條 第五節ニ依リ歸化

セントスルノ意アルコトヲ届出

タル後未タ歸化セズシテ死込シ

タル者ノ妻ナハ日本ニ住居スル

ニ於テハ其ノ届出ヨリ二個年ノ

後同條第一節乃至第四節ノ條件

ヲ具フルト<sup>ニ於テ</sup>キハ歸化ノ願書ヲ<sup>差</sup>呈

出スルコトヲ得

第十三条 左に掲クル外国人ハ第九条第一第二第三ノ条件ヲ具ヘ日本

ニ住居スルニ於テハ帰化ノ願書ヲ差出スコトヲ得

第一 日本ニ功勞アル者

第二 日本ニ有益ノ發明ヲ傳ヘ又ハ農工商ノ事業其他學術技  
藝ニ付利益ヲ起シタル者

第三 父母又ハ父母ノ一方日本國籍ヲ得有セシ時外國籍ニ在リタル者

第四 舊來ノ條ニ依リ日本國籍ヲ得有セシ者ヲ專ト為シタル者

第十五条 凡官吏ニ任セラントセル外国人ノ帰化願ハ前數条ノ規程ニ  
依ラサルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ樞密院議ヲ經テ裁ニ依リ帰化ヲ許  
可セラルコトアルヘシ

但名譽領事公使館及領事館所屬官吏及教官技術官ニ任セラレントス  
ル者ハ歸化ヲ要セス

第十四條 歸化願書ニ願人ノ国籍氏名職業年齡住所并ニ願人ト共ニ日本

国籍ヲ得有スヘキ者氏名年齢及左ノ事項ヲ明記シ願人之署名スヘシ

第一 憲法及法律命令ヲ遵守シ日本臣民タルノ義務ニ服従スヘキコト

第二 従前所屬國ノ国籍爵位官職及其他地位ヲ拋棄スヘキコト

第九條 第十條 第十一條 歸化願書ニ證人三名連署シ并ニ各條ニ

掲ケタル條件ノ證明ニ必要ナル文書ヲ添附シ第十三條ノ歸化證

書ニ願人ノ履歷書ヲ添附スヘシ

第十條

前

第七條 第四條

記載セ

期限ノ間ニ日本帝國<sup>ニ在ラザル</sup>ヲ離ルルコ

ト引續キ六個月以上ニ及フト

ハ二個年<sup>以下十トキ</sup>經過セザル間ハ其ノ

離<sup>不在</sup>レタル年月ヲ扣除シテ前後ノ

年月ヲ通算ス但シ日本政府ノ官

用ノ為ニ外國ニ在ル年月ハ之ヲ

扣除セス

~~第十一條 歸化ノ願書ニハ保證人  
三名連署シ願人ノ國民身分氏名  
職業年齡住所仍引續時本ニ住居  
シ又ハ日本政府ニ任用セラレ、  
ノ意アル事ヲ記載シ並ニ第七條  
第八條第九條ニ掲ケタル條件ノ  
證明ニ必要ナル文書ヲ添フルヲ  
要ス~~

第五  
第十四條

歸化ノ願書ハ其ノ現住地

第九及第十條及第十二條ノ

其ノ居

ノ地方長官ヲ經テ之ヲ内務由リ司法大臣ニ呈出

スヘシ内務司法大臣ハ願人ノ品行及其

ノ他必要ナル事項ヲ取調ヘ上タル奏シ

テ勅裁ヲ請フ、後地方長官其ノ許可スヘキモノハヲ經テ

歸化證ヲ付與ス

第十三條ノ歸化ノ願書ハ願人ヲ任用セ

ントスル官廳ヲ經テ之ヲ内閣總理大臣ニ差

出スヘシ其ノ裁可セラレタルモノハ内務大臣

ヲ經テ歸化證ヲ付與ス

第十

九條

凡

歸化人ノ歸化證ヲ

受領

セラル、者ハ別ニ定ムル所ニ依リ  
 本ルノ日ニ於テ日本帝國ニ臣従  
 ノ誓ヲ為スヘシ歸化證ハ此ノ誓  
 ヲ為シタル後ニ非サレハ効力ヲ  
 有セス

第二十條 歸化證ヲ付與セラレ前條ノ誓  
ヲ為シタル者及第四條第五條第七條  
第八條ニ依リ日本國籍ヲ得有シタル者  
ハ日本臣民ニ屬スル一切ノ私權ヲ得有  
シ及第二十一條ノ特例其ノ他法律ニ  
反對ノ正條アル場合ヲ除ク外諸般ノ  
公權ヲ得有ス

第十四條 歸化ノ願ヲ許サレサル  
者ハ願書ヲ却下セラルル日ヨ  
リ一個年以上日本ニ住居スルニ  
非サレハ再ヒ歸化ノ願書ヲ呈出  
スルコトヲ得ス



第十五條<sup>六</sup> 歸化證ニハ歸化者ト共  
ニ日本臣民<sup>國籍</sup>身ノ得有スル者ヲ  
併記ス

第十七條 歸化ノ願ヲ許可シ又ハ  
許可セサルノ指令ニハ理由ヲ付  
セス

第十六條

凡日本帝國ニ於テ官吏

ニ任用セラルヘキ外國人ニシテ

歸化ノ願ヲ為シタル者ハ第十三

條ヲ除ク外前數條ノ規定ニ依ラ

ズ樞密院ノ議ヲ經勅裁ニ依リ歸

化證ヲ付與セラル、コトアルヘ

シ

第十七條

日本陸海軍役ニ服シ又  
在ニ掲ケル外國人ハ日

本ニ住居スルニ於テハ成年ノ後

何時ニテモ第三十二條ノ申出ヲ

為メニ因リ日本臣民身小ヲ得有

ス

一 一年以上引續キ日本ノ陸海

軍役ニ服シタル者

ニ日本ノ徵兵ニ際シ外國ノ國

民身小ヲ申立サリシ者

第十八條 歸國ノ意ナリトシテ十年間  
日本ニ住居スル外國人ハ歸化ノ  
手續ヲ為スヘシ

第二十一

第十九條

第二條

第四條

第五條

第十條

第十一條

第十二條

八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

七條

依リ

日本臣

民身分

ヲ得有

シタ

ル者ハ

其ノ身分

ヲ得

ルニ

非サレ

ハ

兩院

議

會ノ承認

ヲ得ル

リ

十個年

ヲ經

タル

後特ニ

帝國議

會ノ承認

ヲ得ル

議

負國務

大臣

樞密

顧問

及陸海

軍ノ將官

ト爲ル

ト爲

ルコト

ヲ得

ス

及兩院

議負

軍ノ將官

ト爲ル

ト爲

ルコト

ヲ得

ス

及兩院

議負

軍ノ將官

ト爲ル

外國人ノ妻ト為リ  
タル日本人ニシテ夫  
ノ國籍ヲ得有シタル  
トキハ日本國籍ヲ  
喪失ス  
前項日本人ノ未成年  
子ニシテ母ト共ニ外國  
籍ヲ得有シタル者ハ日  
本國籍ヲ喪失ス

第三章 日本國籍 臣民身分ノ喪失及回復

第二十二條 左ニ掲ケル者ハ當然日

本臣民身分ヲ失フ

- 十 外國人ノ妻ト為リタル日本  
人及其ノ未成年ノ子但シ當然  
其ノ夫及父ノ身分ニ從フトモ
- 十一 外國人ノ養子ト為リタル者  
但シ當然養親ノ身分ニ從フト

第三十三條 日本人ヲ母トスル私出子ハ

其ノ父タル外國人ノ認  
知若シ正ニ因リ日本國籍ヲ喪失ス  
知ヲ受ケタル者 法律上

中  
第三十四條

外國ニ歸化シタル者  
日本政府ノ許可ヲ得スシテ  
外國ノ官ニ就キ又ハ恩給ヲ受  
ケ又ハ兵役ニ服シ又ハ軍隊ニ  
入りタル者但シ日本國籍ヲ喪失ス  
ニ從ヒ外國ノ官職恩給又ハ兵  
役ヲ辭シタルトモハ此ノ限  
在ラス

第三十五條

戦時又ハ開戦セントスル時  
外國ニ滞在シ日本政府ノ公布  
シタル歸國ノ命令ニ從ヒ期限  
中ニ歸國セサル者ハ日本國籍  
ヲ喪失ス

第三十一條

外國ニ歸化シタル者

妻及未成年ノ子ハ反對ノ正條

トキ場合ニ於テハ日本臣民身分

ヲ失フ



第二十六條

六

日本人ニシテ本國ヲ

去リタル者ハ出立ノ日ヨリ起算

シテ引續キ十年間外國ニ住居ス

ルニ由リ臣民ノ身分ヲ失ハ但シ

此ノ年限ハ本人ニ於テ若シ旅券

又ハ同様ノ證書ヲ所持スルハ

其ノ旅券又ハ證書ノ満期ノ日

ヨリ起算シ若シ日本ノ公使館又

ハ領事館ニ於テ記入ヲ受ケズハ

本國ノ身分事務取扱役場ニ外國

族券満期日又簿籍

住居ノ届出ヲ為シタルトキハ其  
ノ記入又ハ届出ノ後一年ノ終ヨ  
リ起算ス

前項ノ期限ハ未成年者ニ付テハ

成年ニ達シタル日ヨリ起算ス

第二十七條

第三十四條第三十五條第三十六條國籍  
身ノ喪失ハ日本ニ住居セサル

ニ於テハ本人ノ妻及未成年ノ子

ニ及フモノトス

第二十三條 日本人ニシテ外國ニ

移住セシコトヲ歌ミ租税其ノ他

公義務ナキ者ハ除籍ノ動許ヲ願

出ルコトヲ得矣ノ場合ニ於テ戰

時及第二十六條ニ規定スル場合

ヲ除ク外除籍ヲ許可スヘシ

~~第二十四條~~

~~除籍證ハ其ノ交付ノ~~

~~時ヨリ効力ヲ生ズルモノトス但~~

~~ニ除籍証ヲ交付セラルタル者其~~

~~ノ交付ノ日ヨリ六個月内ニ外國~~

~~ニ移住シ又ハ外國ニ歸化セサル~~

~~トキハ其ノ効力ヲ失フ~~

第二十五條 除籍ハ及對ノ正條ナ  
キ場合ニ老テハ本人ノ妻及未成年  
ノ子ニ及フモノトス

第二十六條 左ニ掲クル者ハ除籍

ヲ許可シ又ハ日本臣民身分ヲ失  
ハシメス

- 一 満十七歳以上二十四歳以下  
ノ男子但シ陸海軍現役ヲ免セ  
ラレタル者ハ其ノ限ニ在ラス
- 二 官吏及陸海軍現役ノ軍人

第二十七條<sup>八</sup> 第一條<sup>第二條第七條</sup>ニ依リ日本帝

國臣民身ヲ<sup>籍</sup>有セシ者ハ一旦之

ヲ失セタルモ<sup>表</sup>第三十二條ノ申出<sup>届</sup>

ヲ為シ申出<sup>ル</sup>後一個年<sup>以</sup>内ニ日本ニ

帰國シテ住居ヲ定ムルニ因リ其

日本國籍<sup>日本國籍</sup>ヲ回復ス

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

ス

九

四

二

五

依

國籍

國籍

三

喪

レ

ハ

正當ナル

辯明ヲ為サ

レ

間ハ

身分ヲ回復スルコトヲ許サ

ス

第三十  
第二十九條

第二條 第三條 第四條

第五條

第六條 第七條 第八條 第九條 第十條 第十一條 第十二條 第十三條 第十四條 第十五條 第十六條 第十七條

依リ日本臣民ト為リタル後其

身不<sup>之喪</sup>失タル者ハ東ニ歸化

ノ手續ヲ為スニ非サレハ日本人

國籍ヲ得ルコトヲ得ス



第四章

通則

第三十七條

日本

臣民

身分ヲ得有シ

得有シ

又ハ

回復シタル者

外國ノ

國民

身分

國籍

爵位官職

及其他ノ

位地ヲ

保有セスルコトヲ

認めズ

保有セスルコトヲ認めズ

國籍ヲ得有シ又ハ

對シテハ日本政府ハ條約

第三十一條 身分變更スルノ効  
カハ既往ニ遡ラス

第三十二條

第四條第二項第八條第二  
身分、撰擇回復ハ

得有<sup>十八條ノ届出ハ</sup>關ル申出ハ日本ニ<sup>地方長官</sup>住居ス

ル者ハ其ノ住居地ノ身分取扱後

場外國ニ住居ス又ハ寄留<sup>在</sup>スル者

ハ日本ノ公使館又ハ領事館ニ之

ヲ為スハシ

公正ノ法式ニ依リ委任ヲ為シタ

ル代理人ヲ以テ<sup>之ヲ</sup>前項ノ申出ヲ為

スコトヲ得



